

# 福島県立医科大学助産師養成施設への機器類搬入及び入退館管理、 物品移転業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、「福島県立医科大学助産師養成施設への機器類搬入及び入退館管理、物品移転業務」において、プロポーザルにより最も相応しい提案者を受託者として決定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

福島県立医科大学助産師養成施設への機器類搬入及び入退館管理、物品移転業務

### (2) 業務内容

別紙1「福島県立医科大学助産師養成施設への機器類搬入及び入退館管理、物品移転業務仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 3 委託契約上限額

21,450,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この契約額以下で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。なお、この費用には、委託者との打合せに要する費用や、企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとする。

## 4 スケジュール

プロポーザル公募開始日	令和4年7月12日（火）	
質問受付期限	令和4年7月22日（金）	17時（必着）
質問回答予定日	令和4年8月3日（水）	
参加資格申請書提出期限	令和4年8月10日（水）	17時（必着）
企画提案書提出期限	令和4年8月17日（水）	17時（必着）
プロポーザル審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）		
	令和4年8月下旬（予定）	
審査結果通知	令和4年9月上旬（予定）	
契約締結	令和4年9月中旬（予定）	

※プロポーザル審査委員会及び審査結果通知日程については、企画提案書等の提出があった者に別途通知する。

## 5 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者（以下、「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下、「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中でないこと。
- (6) 本学および福島県から業務委託契約等に係る指名停止等を受けていないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (10) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (11) 本業務の履行に当たり、一般貨物自動車運送事業許可及び貨物利用運送事業許可、その他必要な許可等を有している者であること。
- (12) 福島県内に活動拠点を有し、本学の要求に即座に対応できる者であること。
- (13) 過去5年以内に同規模（契約金額：2,000万円（税込））以上で、かつ同種の案件（搬入・入退館管理、移転及び養生の複合業務）を受託した実績を有する者であること。

## 6 実施要領等の入手方法

実施要領及び各種様式等は、福島県立医科大学ウェブサイトから取得すること。

<https://www.fmu.ac.jp/univ/kigyoyo/ippan/index.html>

## 7 質問書の受付

質問については、下記により行うものとする。

- (1) 受付期限  
令和4年7月22日（金） 17時（必着）
- (2) 提出方法  
質問書（様式第1号）を「14 提出先及び問合せ先」に電子メールで提出することとし、提出した旨を電話で連絡すること。
- (3) 質問書に対する回答  
令和4年8月3日（水）までに福島県立医科大学ウェブサイトで公表する。
- (4) 注意事項  
ア 質問書送付の際の件名は「【質問書】機器類搬入及び入退館管理、物品移転業務」とすること。  
イ 電話等による口頭での質問は受け付けない。

## 8 参加申込書の提出

プロポーザル審査会に参加する意思のある者は、書類を下記により提出すること。

### (1) 提出期限

令和4年8月10日（水）17時（必着）

### (2) 提出方法

郵送又は持参による

※郵送の場合は、簡易書留郵便により送付とし、提出した旨を電話で連絡すること。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）9時～17時までとする。

### (3) 提出書類

ア 福島県立医科大学助産師養成施設への機器類搬入及び入退館管理、物品移転業務に係る  
公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

イ 会社概要（様式任意）

ウ 一般貨物自動車運送事業許可及び貨物利用運送事業許可を取得していることを確認できる  
書類（様式任意）

エ 履行実績書（様式第3号）及び、履行実績証明書（様式第4号）

※本プロポーザル実施要領5（13）を証明できるもの。

※同種の案件を受注した契約相手方から証明印をもらったもの。

複数の契約相手方から受注した場合は、それぞれ別葉に作成すること。

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第5号）

### (4) 提出場所

「14 提出先及び問合せ先」参照

### (5) 参加資格審査結果の通知

参加申込書を提出した者に対し、参加資格確認通知書（様式第6号）により資格審査結果を  
通知する。

### (6) 参加申込書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式任意）を提出すること。

## 9 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、企画提案書等の書類を下記により提出すること。なお、参加申込  
書を提出していない者の企画提案書等は受け付けない。

### (1) 提出期限

令和4年8月17日（水）17時（必着）

### (2) 提出方法

郵送または持参による。

※郵送の場合、簡易書留郵便により送付とし、提出した旨を電話で連絡すること。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）の9時～17時までとする。

### (3) 提出書類・部数

ア 提出書類送付書（様式第7号）

イ 企画提案書（様式任意） 正本1部、副本10部

ウ 積算内訳書（様式任意） 正本1部、副本10部

#### (4) 提出場所

「14 提出先及び問合せ先」参照

### 10 企画提案書の無効

次のいずれかの事項に該当する場合、企画提案書は無効とし、プロポーザル審査委員会に参加できないものとする。

- (1) 提案者が本プロポーザル実施要領5に定めるプロポーザル参加者の資格要件を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- (3) 企画提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合（企画提案書に参加資格等確認のための書類が添付されていない場合を含む）。なお、提出期限の日までに企画提案書が到着しないことを理由に企画提案書は無効とした場合、簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 企画提案書の提出から契約までの間に、企画提案書で提示し部実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。
- (6) プロポーザル審査委員会当日、指定した時間までに到着しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。

### 11 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成および提出に要する費用、並びに、プレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、企画提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

### 12 審査方法

#### (1) 選定方法

業務委託候補者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）」が行うものとする。審査委員会は、企画提案書等の提出があった者からプレゼンテーションを受け、これを総合的に評価し、業務委託候補者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、提出者が多数の場合は提出資料をもとに書面審査を行い、プレゼンテーションの参加者を選定する。

(2) 審査委員会の日時等（予定）

ア 日 時 令和4年8月下旬（予定）

イ 場 所 福島県立医科大学内（福島市光が丘1）

ウ 所要時間

1 提案者あたりの時間は30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

エ 審査結果 令和4年9月上旬（予定）

採用、不採用に関わらず、後日書面により通知する。

※プレゼンテーションの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、企画提案書の提出のあった者に別途通知する。

※プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書と同じ内容とし、追加の資料配付は認めない。

(3) 審査基準

審査にあたっての評価項目及び配点は、別表のとおりとする。評価点の高い順に候補者及び次点者とする。同点の場合には、委員の1位評価を多く得たものを優位とする。

また、プロポーザル参加者が1者のみであった場合においても、審査を実施し、本業務を委託するに相応しいか否かを評価する。審査において、基準点に達する提案者がなかった場合、業務委託候補者は該当なしとなる場合がある。

(4) 評価点の算出

評価する審査委員の評価点の合計点数とする。

13 契約締結

(1) 審査委員会により選定された最も適した提案者を業務委託予定者として、公立大学法人福島県立医科大学会計規程第17条及び契約細則第31条に基づき契約交渉を行う。

(2) 企画提案書の内容に沿って協議を行い、仕様を確定した上で契約を締結する。なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合がある。

(3) 契約金額は協議によって作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。その際、「3 委託契約上限額」の金額を超えないものとする。

(4) 業務委託予定者との協議が整わない場合または契約を辞退した場合は、審査結果において次点の者と協議を行う。

(5) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある

(6) 契約保証金について

ア 業務委託候補者が契約を締結する際には、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関または福島県指定代理金融機関が振り出したものまたは支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- ウ 福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- エ 契約保証金の減免については、業務委託候補者に別途通知する。
- オ 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

#### 14 提出先及び問合せ先

〒960-1295 福島市光が丘1番地（8号館5階 S508）

公立大学法人福島県立医科大学 助産師養成課程設置準備室 事務担当 小林

- ・メール chr-k428@fmu.ac.jp
- ・電話 024-547-1809
- ・FAX 024-547-1107

#### 15 その他

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者に対し、必要に応じて下記のとおり資料を配付する。  
配付を希望する者は、令和4年8月10日（水）17時までに「14 提出先及び問合せ先」を訪問し、受領すること。電話等による口頭での依頼には対応しない。
- (2) 資料の取扱にあたっては、以下の事項を遵守すること。
  - ア 配付資料は本プロポーザルの積算以外の業務に用いないこと。
  - イ 本学の許可なく、配付資料により知り得た情報を第三者へ提供しないこと。  
※プロポーザル終了後も同様の取扱とする。
- (3) 配付資料
  - ア 新規購入予定機器類のリスト
  - イ 移転物品リスト
  - ウ 履行場所（助産師養成施設）の位置図
  - エ 履行場所（助産師養成施設）の平面図※内容については、今後の調整により変更となる場合がある。